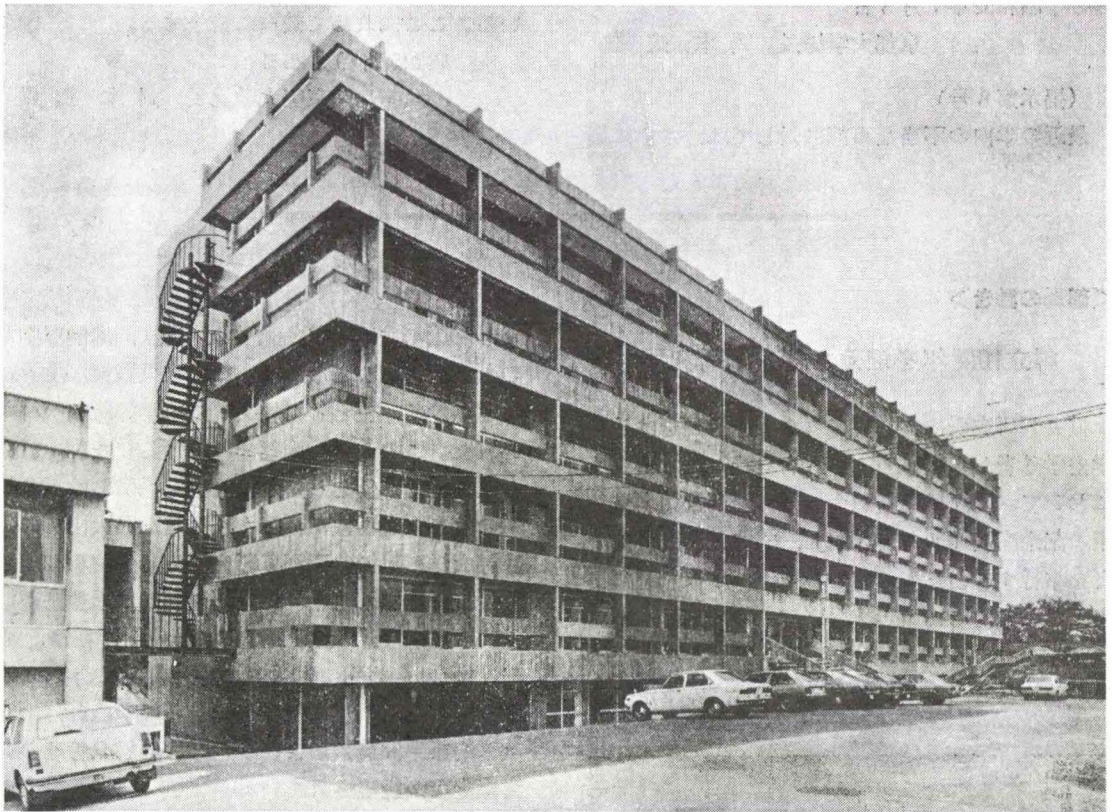


京大広報

No. 146

京都大学広報委員会



本年6月30日に竣工した霊長類研究所本館（愛知県犬山市官林）

目 次

7月8日ならびに9月29日の掲示……………2	<紹介>
創立10周年を迎えた霊長類研究所……………2	臨床肺生理学部門—結核胸部疾患研究所—……………4
<随想>	<資料>
人文科学研究所再発足のころ	昭和53年度予算に関する国立大学協会の要望……………4
名譽教授 桑原武夫……………3	日誌……………8

〈大学の動き〉

7月8日ならびに9月29日の掲示

総長は最近の学内の事態にかんがみ、7月8日と9月29日にそれぞれ次の掲示を出した。

(掲示第7号)

最近、学内において施設の占拠、施設器物の損壊、教官に対する乱暴な行為など不当な事態が相ついで起っている。

このような行為は甚だ遺憾である。嚴重に警告する。

昭和52年7月8日

京都大学総長 岡本道雄

(掲示第8号)

最近の学内の不当な事態に対しては、さきに掲

示第7号(昭和52年7月8日)において嚴重に戒めたところである。

しかるにその後も不当な事例は跡をたたく研究室等施設)の占拠と破壊、長期にわたる座り込み、授業の妨害、教官の入構阻止などが相ついで起っていることは誠に遺憾である。

およそ大学における意見や主張の表明には教育・研究の場にふさわしい方法と節度があるべきであり、かかる見地からも以上のような行為は到底容認することはできない。

大学は諸君の自覚を期待して隠忍今日に至っている。ここに改めて嚴重に警告する。

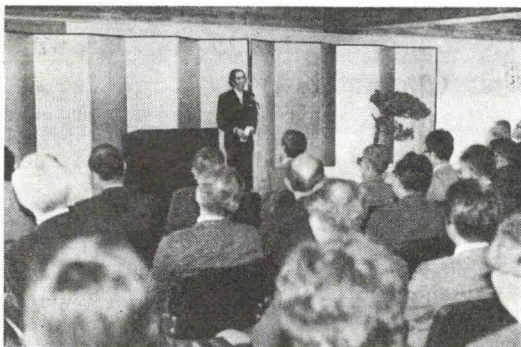
昭和52年9月29日

京都大学総長 岡本道雄

〈部局の動き〉

創立10周年を迎えた霊長類研究所

霊長類研究所は、10月1日に岡本総長をはじめ学内学外者からの来賓約140名を迎え、本研究所において、創立10周年記念として今西錦司名誉教授の記念講演「サルと人間」、式典、所内供覧などを挙行するとともに『この十年の歩み』を編集出版した。他に10周年記念事業として、わが国には霊長類学入門書の適当なものがないので、所員が執筆して同入門書を来春、刊行する予定であ



る。

わが国における霊長類学の研究は、本学理学部の研究者が中心となって、第二次大戦後、世界にさがけて、主として社会・生態学的研究が行なわれた。このような人類学におけるサル類の研究の重要性を基盤とし、また医学関係におけるサル類の研究の必要性がたかまり、愛知県犬山市に、京都大学附置の共同利用研究所として昭和42年6月1日に設立認可された。創設当初は形態基礎、神経生理の2研究部門であったが、現在は、心理、社会、変異、生活史、生理、生化学および系統の研究部門が増設され、さらに幸島野外観察(宮崎県串間市)およびサル類保健飼育管理の2附属施設が設置されている。

本研究所は、サル類を研究対象としながら、人類の起源、人間の本性を探究することを目標としている。これは人類ならびにサル類の将来を予見する上においても、重要な基礎研究となるものと信ずる。この十年間の歩みの間に関係各方面から賜ったご理解とご支援に深謝の意を表するものである。

(霊長類研究所)

〈 紹 介 〉

臨床肺生理学部門

— 結核胸部疾患研究所 —

京都大学に結核研究所が附置されたのは、昭和16年3月で、当時、わが国には結核に関する組織的な研究機関がなく、国立大学の結核研究所としても最初のものであって、本研究所の設立は斯界に一時代を画した。さらに時代の変遷につれ、昭和42年6月に研究所の名称を結核胸部疾患研究所に改称し、研究目的も「結核および胸部疾患に関する学理とその応用」となり、これにしたがって基礎3、臨床4の部門が設置されている。

これら部門の中で最も新しく設置された臨床肺生理学部門を紹介しておきたい。

当研究所に名実共に本邦の大学附置研究所として初めてである臨床肺生理学部門が新たに増設されたのは、昭和46年のことであるが、当研究所における肺生理学体系の源は、従来胸部外科学部門（旧結核研究所外科療法部門）において胸部手術に関連した肺機能障害の評価と対策に関する研究に端を発しており、胸部外科学部門の教官定員から2名の振替えによって発足し現在に至っている。

既設の内科2部門、外科1部門で構成される本研究所の臨床系部門群に、さらに肺生理部門がつけ加えられた背景には次のような新しい呼吸器病学の動向といったものが関係している。

すなわち、肺結核を主な対象としX線診断学を最終兵器として発展してきた従来の呼吸器病学は、近年世界的に著しい変貌をとげつつあり、生理学、免疫学ならびに生化学等の裏付けをもった診断治療体系の出現が強く望まれてきたことが、新部門設立の推進力となってきたといえる。

このような要望にこたえるべく、新部門発足後の最初の課題として、まず従来胸部外科学部門の診療活動の一部にすぎなかった臨床肺機能検査を

研究所附属病院内でオープン化し、同時に機能診断に必要な各種機器の整備導入に着手した。

機器整備は現在もひきつづき進められており、昭和50年度には呼吸ガス質量分析装置、51年度にはデータ処理のためのマイクロコンピュータの導入が行なわれ、さらに近くボディプレチスモグラムの設置が計画されている。

本部門に課せられた第2の課題として呼吸器疾患の治療技術面での肺生理学の応用がある。

すなわち、高令化社会にともなう閉塞性肺疾患や環境因子による呼吸器疾患の増加に伴う慢性呼吸不全症例の管理の問題と、これらの急性悪化症例をはじめとして、ARDSに代表される急性呼吸不全の対策治療の研究がある。前者については、血液ガス評価を中心とした外来管理が主体で将来呼吸理学療法部を新設してリハビリテーションに当る予定であり、後者については、病棟に Respiratory Care Unit の新設を計画している。

以上のような広い領域を包括するためには、現行の教官、技官の定員では絶対数からいっても充分とはいえないが、臨床系他部門の協力援助によって研究成果は着実に伸びてきており、附属病院肺機能検査室での件数をとってみても、発足当初（46年度）年間1,174件から51年度3,952件へと飛躍的な増加をとげることができた。

進行中の研究課題としては、上記呼吸不全の病態生理および治療に関する研究をはじめとして、ARDS 殊に化学性肺臓炎や肺挫傷に関する研究、肺循環障害、肺内ガス分布および呼吸死腔に関する研究、O₂ 吸入の Dose-Response に関する研究、隣接領域疾患における肺機能障害に関する研究等が進行中であり、研究対象となる疾患が系統的疾患を含む広範なものである関係上、他の臨床医学領域からの研究者の参加も少なくないことも、本部門の特徴の一つとしてあげることができる。

（結核胸部疾患研究所）

〈 資 料 〉

昭和53年度予算に関する 国立大学協会の要望

このたび国立大学協会会長から、昭和53年度予算に関し、以下のとおり関係方面に要望した旨報告があった。

昭和52年9月20日

国立大学協会
会長 向 坊 隆

要望書の提出について

昭和53年度予算に関する要望書ならびに大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書の提出については、去る6月開催の第60回総会において決議され、その作案ならびに提出の時期については会長、副会長および関係委員長に委任されておりましたが、このたび9月16日付それぞれ下記のとおり関係方面に要望いたしましたのでご報告いたします。

なお文部省に対しては木田事務次官（佐野大学局長同席）、大蔵省に対しては吉瀬事務次官、行政管理庁に対しては小田村事務次官に、向坊会長、岡本副会長、今村第6常置および図書館特別両委員会委員長等がそれぞれ面談し説明の上要望いたしました。また人事院に対しては加藤人事官に、今村委員長等が要望懇談いたしましたので申添えいたします。

記

要望書

1. 昭和53年度予算に関する要望書
2. 大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書

宛 先

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、人事院総裁ほか人事院各関係官宛には要望書1.2. 行政管理庁長官ほか行政管理庁各関係官宛には要望書1.

昭和53年度予算に関する要望書

国立大学協会は、毎年度国の予算編成に際し各国立大学の当面する諸問題のうち、とくに重点事項について、その実現方を要望してきたところであり、このことに対し種々ご配慮をたまわっていることについては、深く感謝いたしております。

しかしながら、国立大学が国民の期待と社会の要請に即応してその責務とする教育・研究をじゅうぶんに遂行するについては、高等教育の計画的拡大を図ることも必要なことではありますが、それと同時に、国立大学の既設の部面についてもその教育研究の水準を維持するとともに、さらに学術の急速な進歩に対応してその質的向上を図ることは、一日もゆるがせにできないことであります。そのためには、経常的諸経費、施設設備、教職員定員について予算積算基準の大幅な改定を含め計画的な財政措置を講ずることが、国家的見地から緊要であります。

まず、研究費、維持運営費等の経常的経費については、毎年度ある程度の増額が行なわれてはおりますが、とくに物価や公共料金等の持続的上昇により、その不足は著しく、教育研究の遂行に支障をきたす事態に立至っております。

施設・設備についても、学術の進展に対応し充実整備を図って教育研究を効果的に進める必要がありますが、現状は、まだ老朽施設が多く設備も不足で、その更新と計画的整備が必要とされております。さらに、これらに関連して、施設の整備に要する用地取得についてもじゅうぶんな配慮が必要と思われまます。

また、教職員定員については、直接教育研究にたずさわる教官の充実を要するほか、それを支える補助的職員の不足が深刻であり、とくに図書館・附属病院の運営、特殊装置等の維持管理のための要員の確保や事務機構等の整備充実が急務となっております。

なお、国立大学教職員の定員削減については、従来から再三再四にわたり適用除外を要望してきたところありますが、教官、看護婦等限られた職種を除くほか認められるところとはならず、各国立大学においては、教育研究の運営に深刻な支障を来しております。さらに52年度からは、新たに第4次定員削減措置が実施され、このため、各国立大学においては困難が加重される事態に立至っております。

については、政府におかれては、厳しい財政事情下にあるとは存じますが、昭和53年度予算の編成にあたって、国立大学の教育研究機関としての特殊性をじゅうぶん考慮され、教職員の定員確保ならびに所要の増員を図ることについて抜本的施策を講ずるとともに、別紙の要望事項の実現について、格別のご配慮を要望します。

要 望 事 項

I 教育研究の基礎的諸条件の整備充実

- 1 基準的教育研究費の充実
 - (1) 教官当積算校費および学生当積算校費の増額
 - (2) 教官研究旅費の増額（野外調査旅費の計上を含む。）
- 2 研究教育に係る事業経費の充実確保
 - (1) 特別教育研究経費等の増額
 - (2) 科学研究費の増額
 - (3) 特許事業経費の確保
- 3 教育研究設備の整備充実
 - (1) 教育研究用特殊装置の新設更新等（運営費の増額を含む。）
 - (2) 保守運転要員等の増員
- 4 教育研究安全体制の整備充実
 - (1) 汚水廃液処理施設の整備充実

- (保守管理 要員等の増員と運営費の増額を含む。)
- (2) 放射性同位元素等利用施設の整備充実
(施設管理要員等の増員, 施設維持費, 防護設備費の増額を含む。)
- 5 施設の整備充実
- (1) 不足, 老朽建物の整備 (防火施設整備を含む。)
- (2) 基幹整備の促進
- 6 大学院の整備充実
- (1) 大学院の新設拡充
- (2) 大学院固有の教職員および施設設備の整備充実
- (3) 大学院学生に係る学生当積算校費の抜本的増額
- 7 学部等の整備充実
- (1) 学部・学科・講座・学科目等の新設整備
- (2) 一般教育課程の整備充実 (学科目の整備・実験助手の増員)
- (3) 教員養成学部の拡充整備および教育実習体制の充実 (附属学校の整備充実を含む。)
- (4) 医学・歯学教育の拡充整備 (関連教育病院の臨床実習に要する諸経費の充実を含む。)
- 8 外国人教師・外国人講師の計画的増員整備
- 9 附属図書館の整備充実
- (1) 図書購入費, 図書館維持費等の増額 (外国雑誌購入費の増額を含む。)
- (2) 職員の増員整備
- 10 国内および国際交流関係経費の増額
- (1) 留学生交流体制の整備充実
- (2) 在外研究員, 内地研究員等の拡充
- (3) 研究者交流の拡充 [日本学術振興会の交流事業 (流動研究員を含む), 国際研究集会派遣事業, 国際共同研究事業等の拡充等]
- (4) 大学間交流の促進
- II 育英奨学事業の拡充と学生の厚生補導の整備充実
- 1 育英奨学事業の拡充
- 2 教官と学生との交歓等経費の増額
- 3 課外活動に関する指導経費・施設設備等経費の増額
- 4 保健管理センターその他学生の健康管理経費の増額
- 5 共同利用研修施設の整備
- III 附属病院の拡充整備
- 1 診療科の新設整備
- 2 中央診療施設, 特殊診療施設 (救急部を含む。) の新設整備
- 3 看護業務要員等の増員整備
- 4 医療設備の整備充実
- 5 診療管理費の増額

IV 附置研究所等の整備充実

- 1 研究部門の新設整備
- 2 学内共同利用施設の整備充実
- 3 共同利用研究所の整備充実
- 4 研究用機器の整備充実

V 入試実施体制の整備

- 1 大学入試センターの整備
- 2 共通第1次学力試験実施経費の充実
- 3 各大学における入試事務組織の整備充実

VI 国立大学教職員の処遇の改善

- 1 教官とくに若手教官の給与改善ならびに指定職の範囲拡大
- 2 専門的教育研究補助職員の処遇の改善

大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書

大学図書館が、大学における教育と研究のため、重要な役割を果たすべきものであることは、周知のとおりであります。しかるに、大学図書館の現状は、学術・文化の急速な進歩、学術情報の急激な増大、情報処理機器の目覚ましい発達などに伴う教育・研究の進歩に適切に対応しえない実情にあります。このような実情に対し、各大学当局および附属図書館は、その改善のため種々の努力を重ねておりますが、学内的な努力による改善には、おのずから限度があります。したがって、各大学の特質に応じて、大学図書館の整備・充実を図るための国としての適切な行財政的措置がきわめて緊要であります。

かつ、最近における学術情報の流通・利用の様態をみますと、先進諸国の大学においては、大学図書館が、個々の大学の心臓としての活発な活動をなしつつあるのみならず、大学図書館間の相互の組織的な協力機構により、情報の処理・利用の機能を発揮して、教育・研究上の必要にも迅速・適切に応じつつあるのでありまして、わが国の大学図書館は、この種の情報処理・利用の機能においても、格段の遅れが目立つのであります。まことに遺憾といわなければなりません。

本協会においては、かねてより、特別委員会を設け、大学図書館の改善のため、アンケート調査等を度々実施し、その結果を昭和45年度と50年度に「大学の教育・研究に対する図書館の在り方とその改革について」(第一次報告および、第二次報告)として取りまとめ、各方面に配布して、大学図書館の改善に資するとともに、これらの諸調査結果の中にみられる各大学の切実な要望を踏まえて、毎年、関係当局に対し、行政上ならびに予算上の諸措置を要望してまいりました。幸い、これらの諸要望に対し、格別の御高配をいただいておりますことは感謝にたえません。しかしながら、上述のごとく、わが国

の大学図書館は、大学の教育・研究上の必要に適切に応ええないものが少なくないのが実情であります。つきましては、当協会としまして、従来の諸調査等にあわせて、とくに最近における内外の大学図書館の新しい諸動向をも参照し、別紙の要望書を作成いたしました。関係御当局におかれましては、下記の諸事項について、御理解を賜わり、長期的かつ計画的な展望のもとに思い切った充実・振興の措置をおとり下さるよう切に要望いたします。

なお、全国国立大学図書館協議会からも、要望がなされておりますが、これらをも合わせて、在来の行財政的施策を飛躍的に一新する措置をおとり下さるよう切望いたします。

要 望 事 項

1 図書館資料充実のための措置

(1) 外国雑誌購入費の増額

外国の学術雑誌は、先進諸国の最新の情報を得る供給源で、ことに、自然科学分野では、その迅速で組織的・系統的な収集・利用は、研究上欠くことのできないことがらである。しかるに、現実には、学術誌の激増や単価高騰などのため購読制限の事態すら生じていたのであるが、52年度、この面の予算を新設されたことは研究推進に資するところ多大である。しかし、先進諸国に伍して、わが国の学術研究の前進を図るためには、さらに、大学内における外国雑誌購入の集中化を促進するとともに、購入費の飛躍的な増額を図ることがきわめて緊要である。

(2) 特別図書購入費の継続・拡大

特別図書購入費は、人文・社会系の大学院における教育・研究に必要な図書資料の充実とくに大きな役割を果たしてきた。今後も、これを継続するとともに、配分対象を修士課程の大学院まで広く拡大することが望ましい。

(3) 共同利用図書購入費の新設

近年、学術上の価値が高い図書館資料が、セット形式で刊行される傾向が内外にみられるが、これらは、きわめて高価であり、各大学が各個に購入することははなはだ困難である。したがって、大学図書館相互の協力によって共同購入を実施することは、きわめて適切かつ肝要である。よって、共同利用図書購入費の制度を新たに設け、学術情報の有機的相互利用を促進する措置を要望するものである。

(4) 参考図書購入費の増額

学習・研究上不可欠な基本的参考図書を整備するとともに、参考業務の内容が近年とみに多様化、複雑化しつつある実情に対処するため、参考業務用の

二次資料の充実を期して、参考図書購入費を増額する必要がある。

(5) 学生用図書購入費の増額

学生用図書購入費は、50年度来増額され、その効果にはみるべきものがあつたが、とくに図書価格が高騰を続けている実情下においては、学習効果の低下を来さないため、この経費を適切に増額していく必要がある。

2 図書館職員の制度の改善、増員ならびに待遇改善のための措置

(1) 機械化のための専門職員の新設

大学図書館機能の機械化は、数年来、逐次進展をみつつあり、その効果には期すべきものが多いが、機械化の拡大・進歩に伴い、高度の専門技術をもつ図書館職員が必要となりつつある。よって、図書館機械化の進行に伴う行政的措置として図書館情報学の知識に基づく機械化の諸技術を身につけた要員を新設することが喫緊の要務となっている。

(2) 相互協力業務担当職員の確保

地域的・全国のおよび国際的な規模による図書館の相互協力業務は、大学図書館の当面する極めて重要な課題である。わが国においては、複写・分担収集、共同購入などの業務が急速に増大しつつあるが、現状においては、利用者の要求に適切に応じるための人員の確保に大きい支障を来しつつある。よって、相互協力業務担当要員の確保、増員を緊急に図る必要がある。

(3) 参考業務担当職員の増員

資料・情報の急増、利用活動の多様化などの諸事情に対応するため、数年来、とくに、参考業務要員の計画的増員がなされつつあるが、その実質は、必要を充たすにはなおほど遠い実情である。よって、図書館職員の増員を53年度において、さらに拡大して実施する心算がある。

(4) 図書館職員の研修旅費の増額

図書館経営の技術・理論等の急速な発展に対応し、大学図書館職員の専門職員としての資質の向上を図るため、国内外における研究・研修のための旅費等を飛躍的に増額する必要がある。

(5) 司書職制度の確立

大学図書館の運営に、図書館情報学等の専攻者を導入し、有能なる図書専門職員を育成・確保するため司書職制度の確立を期する必要がある。

(6) 図書館長、分館長の待遇改善

大学における図書館政策や図書館業務の充実・拡大を期するためには、図書館長、分館長の学内における地位を高めることが重要な方策である。そのた

め図書館長を指定職とする範囲を拡大するとともに分館長については、管理職手当を支給することが必要で、そのための措置が講じらるべきである。

(7) 事務部長・課長・事務長の管理職手当の増額

図書館運営における事務部長、課長、事務長の職務の重要性にかんがみ、管理職手当を増額し、国立大学の事務局の部課長と同様の位置づけとすることが必要である。

(8) 図書館職員の等級別定数のわくの拡大

大学図書館職員は、図書館の特質に応じる知識・能力を必要とするが、なかんずく、図書専門職員は、高度の基礎教養と専門的な学識・技術を必要としている。しかるに、その昇進については、等級別のわくが限定されているため、人材の吸収、育成に大きい障害となっているのが実情である。よって、4等級、5等級の定数のわくを拡大するなど、昇進の基準を早急に改めることが緊要である。

3 図書館運営機能の飛躍的改善のための図書館維持費の増額

(1) 人件費の増額

大学図書館は、蔵書量の急激な増加に伴う業務量の増大にもかかわらず、定員措置のため、やむなく多数の非常勤職員を採用しているが、これに要する賃金が急騰し、必要最少限度の日常業務遂行のための人員の確保が非常に困難となっている。先年の当協会の調査によれば、上記の人件費や物件費等を含む図書館維持費の年度当初配当経費は、大学図書館の経常経費の約2割強を充たすにすぎず、他は、積算校費からの振替支出によって補填しているのが実態である。

よって、このような不適正な事態を改善し、正常な図書館業務を円滑に行なうため、図書館維持費の増額を図る必要がある。

(2) 物件費の増額

諸物価の高騰のため、備品費、消耗品費、印刷製本等の物件費の支出が増大し、図書館業務に支障を来たしつつあることは周知のところである。よっ

て、これらの諸物件費の適正な支出を可能にするため、図書館維持費において、計画的な予算増加の措置がとらるべきである。

4 図書館近代化のための措置

(1) 機械化等のための措置

図書館の近代化を急速かつ強力に促進するための施設、設備等の経費を大幅に増額し、とくに機械化導入の政策を拡充・強化する必要がある。

(2) 広域的、相互利用的な情報処理機能実現のための措置

(ア) 保存・共同利用図書館システムの導入や広域にわたる学術情報のネットワークの整備など近代的かつ総合的な図書館業務の達成のために必要な予算措置を講ずることにより、全大学図書館、専門図書館等を含む広域情報サービス網の拡充整備を図る必要がある。

(イ) とくに、わが国の実情から、洋書を主とする学術情報の目録作成の集中的処理や書誌情報の共同利用機能等をもつ書誌情報センター・学術資料センターの設置等を目指し、当面、そのための準備的研究に着手することを要する。

5 図書館情報学の教育研究体制拡充強化の措置

(1) 図書館情報学の研究施設ないしは研究組織の設置
図書館情報学に関する研究およびその技術開発のため大学内外の共同利用施設を設置し、その計画的な増加を図るべきである。

(2) 図書館情報学の教育・研究体制の整備

先進諸外国における図書館情報学の教育・研究の体制にかんがみ、わが国の大学における図書館情報学の講座・学科・科目および大学院研究科の計画的な設置を促進する必要がある。

6 図書館業務の国際的協力・交流促進のための措置

学術情報・資料の国際的交換・交流の促進および図書館業務や図書館情報学研究の発展に資するため、図書館職員や図書館情報学研究者を海外に派遣し、または、海外より招聘するなどの行政的措置を拡充し、その制度化を期する必要がある。

日 誌

(1977年9月1日～9月30日)

9月10日	附属図書館商談会	13日	創立70周年記念後援会助成金選考委員会
12日	スウェーデン国会議員 Sven Aspling 氏 ほか16名来学	14日	同和問題委員会
13日	評議会	21日	国際交流委員会
〃	大学院審議会	26日	学位授与式